

平成 27 年 5 月 29 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正 三

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、「義肢等補装具の支給について」（平成 18 年基発 0601001 号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「要綱」という。）により実施され、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、障害者総合支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 202 号）、及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（平成 27 年 3 月 31 日付障発 0331 号第 6 号）の一部が改正されたことに伴い、「要綱」の支給基準、完成用部品及び修理基準の価格等について一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、「要綱」の別表 2 に定める支給基準の価格等、別表 2-2 に定める完成用部品の価格等及び別表 3 に定める修理基準の価格等の一部が改正されたものであります。本改正内容に関する詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(平 27.5.14 基補発 0514 第 2 号 厚生労働省労働基準局課長)
2. 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(平 27.5.12 基発 0512 第 6 号 厚生労働省労働基準局長)